

## 精子凍結の更新・破棄の方法について

精子凍結の保存期間は、当該ケーン使用開始日より1年間です。それ以上の期間、凍結保存を行う場合は、1年毎の更新手続きが必要です。凍結保存を継続しない場合は、破棄手続きが必要です。いずれも期限内でのお手続きが必要です。

なお、当院から凍結期限や手続きについてのご連絡は一切しておりません。融解後の凍結精子の残存数は、ご自身で把握していただくようお願いいたします。

### ●手続き受付期間：凍結期限2か月前から期限当日までです。

その期間より前での手続きをご希望※の場合は、必ず当院受付にお電話にてご連絡ください。ケーン使用開始日が異なる精子凍結の更新お手続きを、まとめて行う場合も、必ずご連絡ください。

※ご卒院の場合、当院最終診察日までであれば前もっての手続きが可能です。その場合も下記に従いWEB予約をお願いします。

### ●更新手続きは1年毎です。複数年まとめての更新はできません。

●お手続きに必要な書類（『精子凍結保存 更新申請書』『精子凍結保存 破棄依頼同意書』）は、当院ホームページからダウンロードできます。当院受付でもお渡し可能です。

### 《ご来院でのお手続き》

#### ●WEB予約システム「凍結更新手続き／凍結破棄手続き」にて予約※をお取りください。

※同日に、診察など他の予約を取る場合でも、手続きを行う場合は「凍結更新手続き／凍結破棄手続き」での予約も合わせてお願いします。また「凍結更新手続き／凍結破棄手続き」の予約には診察は含まれません。診察が必要な場合は別途診察予約をお取りください。

●書類に誤記入があった場合のため、訂正印をご持参ください。

●お手続きのみの場合は、駐車券のお渡しはできません。

**更新手続き**    下記を受付にご提出ください。

『精子凍結保存 更新申請書』（必要事項記入）

『精子凍結保存更新料金 11,000 円(税込)／凍結ケーン 1 本につき』

※保険での治療中の更新の場合、精子凍結保存更新料金は不要です。この場合、事前に当該凍結検体を用いた治療計画を作成している必要があり、当院受診が必要です。治療中断中の方、保険適用の条件を満たされない方は自費での更新が必要です。

**破棄手続き**    下記を受付にご提出ください。

『精子凍結保存 破棄依頼同意書』（必要事項記入）

※ご来院が困難な場合には、振込・郵送でのお手続き可能です。

詳しくは別紙「郵送/振込による凍結保存更新・破棄手続きのご案内」をご覧ください。

#### 《更新申請書・破棄依頼同意書の書き方》

- 凍結実施日は更新対象の検体における『凍結精子の凍結保存期間更新・破棄手続きについての当院の規定』に記入されている凍結日をご記入ください。
- 複数の凍結精子が同一の更新対象ケーン内にある場合は、各凍結精子の凍結実施日をそれぞれ記入してください。
- 更新後の凍結保存期限は、『凍結精子の凍結保存期間更新・破棄手続きについての当院の規定』に記載されている凍結保存期限の1年後の日付を記入してください。再度の更新手続きの場合は、以前ご提出いただいた更新申請書の凍結保存期限の1年後の日付を記入してください。
- 住所は凍結精子所有者様（男性）の現住所をご記入ください。
- 署名は、必ずご本人が直筆で署名してください。
- 複数本の凍結ケーンを同時に更新する場合は、凍結ケーンごとに更新申請書を提出してください。それぞれに対する更新申請書および更新料金が必要です。
- 複数本の凍結ケーンを同時に破棄する場合は、凍結ケーンごとに破棄依頼同意書を提出してください。それぞれに対する破棄依頼同意書が必要です。
- 訂正をされる場合は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押してください。

#### 《その他注意事項》

- ・一度お支払いいただいた更新料金の返金はできません。
- ・凍結保存期限内にお手続きいただけない場合は、別途『延滞料金 2,200 円（税込）/月』\*をお支払いいただきますので、ご注意ください。  
\*延滞料金は、期限を1日でも経過するとその時点で1カ月分の料金が発生します。
- ・また、期限を6ヶ月以上経過した後も、お申し出がない場合は破棄となります。その際は、破棄依頼同意書の提出日までに発生した精子凍結保存更新料金および延滞料金をお支払いいただきます。また6ヶ月以上経過した場合に、「まだ凍結精子は破棄されず残っているか」等の個別のお問い合わせにはお答えしかねます。手続きが完了せず、すでに凍結検体が破棄処理済みであった場合の異議申し立ては一切受け付けません。
- ・凍結保存中に連絡先が変更となった場合には、必ず『連絡先変更届』による申告を行ってください。『連絡先変更届』は当院ホームページからダウンロードできます。
- ・凍結精子所有者様（男性）ご本人が死亡した場合は、『精子凍結管理の条項』に記載してある通り、凍結精子は破棄となります。更新はできません。配偶者様あるいは親権者様による破棄の手続きが必要です。